

- の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知
- 3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替手続）

- 第二百二十三条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。
- 2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
- 3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第二百二十一条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

（新設）

（かの別）

三 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

四 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数（以下この条において「振替数」という。）についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第二百二十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに

- 当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
  - 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録
  - 四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。）以下の項において同じ。）の通知があった場合には、当該通

知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（抹消手続）

第二百二十四条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

（新設）

- 3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。
  - 一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
  - 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
  - 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
  - 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社等（第七十

一条第七項に規定する社債管理会社等をいう。次項において同じ。  
（）に対して振替新株予約権付社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替新株予約権付社債の銘柄についての当該償還に係る振替新株予約権付社債についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替新株予約権付社債の償還を受けた社債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百二十五条 振替機関等は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を行使することができる期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。第二百二十八条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（新設）

(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する記載又は記録手続)

第二百二十六条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済

みのものを除く。)に付された新株予約権を消却しようとする場合

(第二百二十八条第一項に規定する場合を除く。)には、当該振替

新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以

後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならぬ。この場

合において、当該通知は、当該消却によりその口座(顧客口座を除

く。)において第四項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされ

る加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第

六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示され

たところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債(振替新株

予約権付社債に付された新株予約権が消却された後の振替新株予約

権付社債を含む。)について、その備える振替口座簿における減少

及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならぬ。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さな

ければならない。

一 当該消却によりその口座において次項第一号の減少及び増加の

記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称並びに当該口座

二 当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約

権付社債の銘柄及び数

三 当該消却により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約

(新設)

権付社債の銘柄及び数

- 四 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
  - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録
    - イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録
    - ロ 前項第三号の数についての増加の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号、第三号及び第五号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録
    - イ 第三項第二号の数についての減少の記載又は記録
    - ロ 第三項第三号の数についての増加の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ

いて準用する。

第二百二十七条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済

みのものに限る。）に付された新株予約権を消却しようとする場合

（次条第五項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権

付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞な

く、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において

、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）にお

いて減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行

うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第

六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示され

たところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、

その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知を

しなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さな

ければならない。

一 当該消却によりその口座において減少の記載又は記録がされる

加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約

権付社債の銘柄及び数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄

か、又は質権欄かの別

（新設）

- 4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における同項第二号の数についての減少の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- （振替新株予約権付社債に付された新株予約権の全部の消却に関する記載又は記録手続）
- 第二百二十八条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）に付された新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第三号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

（新設）

- 一 当該新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債の銘柄
  - 二 当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債の銘柄
  - 三 第二百四十六条第三項の一定の日
  - 四 第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める事項
- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第三号までに掲げる事項の通知をしなければならない。
  - 3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。
    - 一 第一項第一号の振替新株予約権付社債についての数（当該保有欄等に記載又は記録がされている同項第二号の振替新株予約権付社債の数をいう。）の増加の記載又は記録
    - 二 第一項第二号の振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消
  - 4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
  - 5 前各項の規定（第一項第一号及び第四号並びに第三項第一号の規定を除く。）は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還

済みのものに限る。)に付された新株予約権の全部を消却しようとする場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号から第三号まで」とあるのは、「同項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する記載又は記録手続)

第二百二十九条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済みのもの及び商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項についての決議があるものを除く。)に付された新株予約権の行使があつた場合には、同項第七号の請求があつたときを除き、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該行使があつた後、遅滞なく、当該行使があつた後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座(顧客口座を除く。)において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならぬ。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さな

(新設)

なければならない。

- 一 第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座
  - 二 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
  - 三 その他主務省令で定める事項
- 4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 前項第一号の口座の保有欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第三号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録
  - 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権付社債の償還に関する記載又は記録手続）

第二百三十条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債（新株予約権が消滅しているものを除く。）について社債の償還があつた場合には、

当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該償還があつた後、遅滞なく、当該償還があつた後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座（顧客口座を除く。）において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 第一号の口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

四 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関

（新設）

等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権付社債の引受権に関する特例）

第二百三十一条 商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第四百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に付与された新株予約権付社債の引受権（同法第三百四十一条ノ三第一項第九号に規定する新株予約権付社債の引受権をいう。第二百四十三条第三項において同じ。）の行使によつて発行された振替新株予約権付社債については、第二百二十二条第一項の通知をす

（新設）

ることができない。

- 2 前項の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（第四百四十六条第二項本文に規定する商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（第四百四十六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。）のために当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（当該名義人のために振替新株予約権付社債の発行者の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。
- 3 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
  - 一 第一項の振替新株予約権付社債の銘柄
  - 二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称
  - 三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）
- 四 第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権付社債の数

五 第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める事項

4 第二百二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前項第三号」とあるのは「第二百三十一条第三項第三号」と、「前項第一号」とあるのは「第二百三十一条第三項第二号」と読み替えるものとする。

5 加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債については、当該加入者又は当該振替新株予約権付社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6 第一項の振替新株予約権付社債に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(記載又は記録の変更手続)

第二百三十二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第二百三十一条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならぬ。

第三節 振替の効果等

(新設)

(新設)

(振替新株予約権付社債の譲渡)

第二百二十三条 振替新株予約権付社債(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第二百三十七条までにおいて同じ。)の譲渡は、第二百二十三条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第二百二十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権付社債の質入れ)

第二百三十四条 振替新株予約権付社債の質入れは、第二百二十三条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権付社債の信託の對抗要件)

第二百三十五条 振替新株予約権付社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第二百二十一条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第二百三十六条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつて

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第二百三十七条 第二百二十三条第一項の振替の申請によりその口座

（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権付社債についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第二百三十八条 前条の規定による振替新株予約権付社債の取得によりすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権付社債の総数が当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数

二 当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数（発行者が第二百

（新設）

（新設）

- 三十一條第一項の規定により第二百二十二條第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。)
- 2 前項の「発行総数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数をいう。
- 一 前項の振替新株予約権付社債が社債の償還済みのものである場合 社債の償還(第二百四十條第一項又は第二百四十一條第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした償還を除く。)があつた振替新株予約権付社債の数(新株予約権が消却され、又は行使されたもの数を除く。)
  - 二 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の行使後のものである場合 新株予約権の行使(第二百四十條第一項又は第二百四十一條第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を除く。)があつた振替新株予約権付社債の数(社債の償還があつたものの数を除く。)
  - 三 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の消却後のものである場合 新株予約権の消却(第二百四十條第一項又は第二百四十一條第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却を除く。)があつた振替新株予約権付社債の数(社債の償還があつたものの数を除く。)
  - 四 前各号に掲げる場合以外の場合 振替新株予約権付社債の割当

てを受けた者が商法第三百四十一条ノ七第一項の払込期日までに  
行つた払込みに係る振替新株予約権付社債の総数（新株予約権の  
消却若しくは行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）

3 第一項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又  
は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生  
、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規  
定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権付社債を取得  
した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつ  
たとした場合の数とする。

4 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権付社債を取得し  
たときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権付社債につ  
いての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

5 前項に規定する振替新株予約権付社債についての権利は、同項の  
規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

6 振替機関は、振替新株予約権付社債について第四項の規定により  
放棄の意思表示を行つたときは、直ちに、当該振替新株予約権付社  
債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第二百三十九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の数が  
第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口  
座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄  
の振替新株予約権付社債について権利の全部を放棄する旨の意思表

（新設）

示をしなければならない。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数
  - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数
- 2 前条第三項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- 一 前項第一号に掲げる数
  - 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数
- 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権付社債を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得しななければならない。
- 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 当該放棄の意思表示をした旨
  - 二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同

項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならぬ。

- 一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録
- 二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百四十条 第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第四項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株予約権付社債権者は、当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数(当該振替機関の上位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該上位機関について同項に規定する超過数に関して、当該振替新株予約権付社債権

(新設)

者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二 すべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相應する額に關する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百三十八条第一項又は第四項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百四十一条 第二百三十九条第一項に規定する場合において、同

項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債について)の振替新株予約権付社債権者に限る。は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百三十九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該振替新株予約権付社債権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。))についてこの項の規定により算出された数を控除した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総

(新設)

数（当該口座管理機関の下位機関であつて第二百三十九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2 | 第二百三十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に關する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百三十九条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

（発行者が誤つて振替新株予約権付社債の償還等をした場合における取扱い）

第二百四十二条 発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた部分に相応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者

（新設）

- が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。
- 2 振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。
  - 3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。
  - 4 発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債についての当該発行者に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。
  - 5 前項に規定する新株予約権の消却に際して振替新株予約権付社債権者に金銭が支払われたときは、当該振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。
  - 6 発行者は、第四項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第二号又は前条第二項第二号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

#### 第四節 商法の特例

(新設)

(新株予約権付社債の発行に関する商法の特例)

第二百四十三条 振替新株予約権付社債についての新株予約権付社債申込証の用紙には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

2 振替新株予約権付社債についての新株予約権原簿及び社債原簿には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権付社債の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座(既存特別口座を除く。)を新株予約権付社債申込証の用紙に記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権付社債権者の議決権等)

第二百四十四条 第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の場合においては、各振替新株予約権付社債権者は、商法第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の数(第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により算出された数を除く。)に相応する社債の金額に応じて、社債権者集

(新設)

(新設)

会における議決権を有する。

- 2 商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並びに担保附社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第二百四十一条第一項又は第二百四十一条第一項の振替新株予約権付社債権者は、当該各項の規定により算出された数については、振替新株予約権付社債を有しないものとみなす。

(証明書の供託)

第二百四十五条 振替新株予約権付社債権者が次に掲げる行為をするには、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託しなければならない。

- 一 商法第三百二十条第三項の規定による社債権者集会の招集の請求
- 二 商法第三百二十条第五項において準用する同法第二百三十七条第三項の規定による社債権者集会の招集
- 三 社債権者集会における議決権の行使
- 四 担保附社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査
- 2 振替新株予約権付社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなければならない。
- 3 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

(新設)

ばならない。

- 一 社債管理会社がある場合 当該社債管理会社
- 二 担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 供託所又は供託法第五条第一項に規定する倉庫営業者若しくは銀行
- 4 供託法第一条ノ二から第二条までの規定は、前項第三号の規定により供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する。
- 5 振替新株予約権付社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての第二百二十一条第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であつて、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。
- 6 前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替新株予約権付社債について、第二百二十三条第一項の振替の申請又は第二百二十四条第一項の抹消の申請をすることができない。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する商法の特

例)

第二百四十六条 発行者は、第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定にかかわらず、同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債について第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第三項の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却は、第二百二十六条第四項第一号イ又は第二百二十七条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

3 発行者は、第二百二十八条第一項又は第五項に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日において当該新株予約権の消却の効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

(新設)

（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する商法の特例）

第二百四十七条 振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する加入者は、商法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権付社債について第二百二十四条第一項の抹消の申請をしなければならない。

（適用除外）

第二百四十八条 振替新株予約権付社債については、商法第三百四十一条ノ八、第三百四十一条ノ十一、第三百四十一条ノ十二第二項（同法第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）及び第三百四十一条ノ十四の規定は、適用しない。

#### 第五節 雑則

（振替新株予約権付社債の内容の公示）

第二百四十九条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

- 一 第二百二十二条第一項の通知 同項第五号に掲げる事項
- 二 第二百二十六条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

同条第六項において準用する場合を含む。 ) の通知 同条第三項第五号に掲げる事項

三 第二百二十八条第一項の通知 同項第四号に掲げる事項

四 第二百二十九条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号 ) 同条第六項において準用する場合を含む。 ) の通知 同条第三項第二号に掲げる事項

五 第二百三十条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号 ) 同条第六項において準用する場合を含む。 ) の通知 同条第三項第四号に掲げる事項

六 第二百三十一条第三項の通知 同項第五号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行者の負担とする。

第十一章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替

( 権利の帰属 )

第二百五十条 投資口 ( 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。 ) で振替機関が取り扱うもの ( 以下「振替投資口」という。 ) についての権利の帰属は、「」の節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

( 新設 )

( 新設 )

( 新設 )

2 発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるには、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）全員の同意又は執行役員（同法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定によらなければならない。

3 前項の執行役員の決定については、役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第一百五十五条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

（投資証券の不発行等）

第二百五十一条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二十三条第二項に規定する投資主をいう。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替投資口が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券（公示催告手続（非訟事件手続法第四百十二

（新設）

条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。）が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第百四十六条第四項において読み替えて準用する第百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第百五十二条 第七章の規定（第百二十八条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十八条から第百四十一条まで、第百四十二条第七項から第十項まで、第百四十三条第七項から第十四項まで、第百四十四条第七項から第十項まで、第百四十五条第五項及び第六項、第百五十二条第六項、第百五十四条第六項、第百五十五条第三項第三号、第百五十八条第一項、第二項第二号から第四号まで及び第五項、第百六十条第二項、第百六十三条から第百六十八条まで並びに第百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
---	----

（新設）

少数株主権等	特定被通知株主	合計数	超過数	存続会社	新設会社	消滅会社	発行総数	振替数	株主名簿	総数
少数投資主権等	特定被通知投資主	合計口数	超過口数	存続法人	新設法人	消滅法人	発行総口数	振替口数	投資主名簿	総口数

株式申込証	投資口申込証
営業年度	営業期間
特別株主	特別投資主
一株	投資口一口

2

第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第二号	商号及び振替株式の種類	商号
第百二十九条第三項第四号	株主（端株主を含む。以下同じ。）	投資主
第百三十一条第一項	特定の種類の株式	投資口
	その旨	その旨、第一号一定の日において投資

	<p>第百三十一条第一 項第二号</p>			
	<p>第一号の</p>	<p>一月前までに</p>	<p>株主名簿</p>	<p>次項本文（第百四十 条第一項において準 用する場合を含む。 ）</p>
<p>証券は無効となる旨</p>	<p>同号の</p>	<p>一月前までに公告し 、かつ、</p>	<p>投資主名簿（投資信 託及び投資法人に関 する法律第八十二条 第一項に規定する投 資主名簿をいう。以 下同じ。）</p>	<p>次項本文  同条第三項（第百四 十条第二項及び 、第百四十条第二項 及び第百四十六条第</p>

<p>第百三十一條第六項</p>	<p>第百三十一條第三項</p>			
<p>6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用す</p>	<p>特定の種類の株式</p>	<p>以後、速やかに</p>	<p>同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項から第十項まで</p>	<p>及び第百四十六條第五項 第百四十三條第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用す</p>	<p>投資口</p>	<p>において</p>	<p>同条第三項</p>	<p>第百四十三條第二項本文</p>

る場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

る場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7 発行済みの投資口の全部について投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条第一項の規定により投資証券が発行されていない場合であつて、第十三条第一項の同意を与えよつとするときには

<p>第百二十六条第一</p>	<p>第百二十六条第一項</p>	<p>第百三十二条第二項及び第三項</p>	
<p>消却又は併合</p>	<p>株主の有する当該振替株式の数に応じて商法第二百十三條第一項の規定による株式の消却をしようとする場合又は当該振替株式について株式</p>	<p>特定の種類の株式</p>	
<p>併合</p>	<p>投資口</p>	<p>投資口</p>	<p>、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は投資主に通知しなければならない。</p>

項第一号及び第二号	第二百二十六条第一項第二号	第二百二十六条第三項	第二百二十六条第六項	第二百二十七条第一項第二号
	商法第二百十三條第四項又は同法第二百十五條ノ二	一定の日(株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第二百七十六條第一項及び第二項の手續が終了してないときは、その終了の時)	商法第二百二十條第一項	商法第二百十九條第一項
	第二百五十六條第一項	一定の日	投資信託及び投資法人に関する法律第八十六條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十七條第三項

<p>第百四十二條第一 項</p>	<p>第百四十二條第六 項</p>	<p>第百四十二條第一 項第一号</p>	<p>第百四十二條第一 項</p>	<p>第百三十七條第三 項</p>	
<p>発行し、又は存続会 社が合併に際して発</p>	<p>商法第二百二十條第 一項</p>	<p>発行し、又は移転す る</p>	<p>発行し、又は存続会 社が合併に際して発 行する振替株式の発 行に代えてその有す る自己の振替株式を 移転しようとする</p>	<p>商法第二百十九條第 二項</p>	<p>同条第二項</p>
<p>発行しようとする</p>	<p>投資信託及び投資法 人に関する法律第八 十六條第一項</p>	<p>発行する</p>	<p>発行しようとする</p>	<p>投資信託及び投資法 人に関する法律第八 十七條第四項</p>	<p>同条第四項</p>

	<p>行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする</p>	
<p>第四百二十二条第一項第一号</p>	<p>発行又は当該移転</p>	<p>発行</p>
<p>第四百二十三条第三項</p>	<p>特定の種類の株式</p>	<p>投資口</p>
<p>第四百四十四条第二項</p>	<p>発行し、又は移転した</p>	<p>発行した</p>
<p>第四百四十五条第一項</p>	<p>発行し、又は存続会社 が合併に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとする</p>	<p>発行しようとする</p>
<p>第四百四十六条第一</p>	<p>株券喪失登録がされ</p>	<p>第三百三十一条第一項</p>

<p>第百四十六条第二項</p>		<p>商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条</p>	<p>た株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式</p> <p>これらの株式又は新株</p>	<p>第一号の一定の日に          おいて公示催告手続          が行われている投資          証券の投資口</p>
<p>同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを</p>	<p>第百三十一条第一項、          第百三十一条第四項          及び第百四十三条第四項          （第百四十条第一項          において準用する場          合を含む。）及び第          百四十三条第四項（          同条第八項及び第十          項において準用する          場合を含む。）</p>	<p>当該投資口</p>		

<p>第四項において準用する場合を含む。( )の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項(同法第二百十三條第二項において準用する場合を含む。( )の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。( )において</p>	<p>株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人(同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、</p>
<p>添付して請求があった場合には、遅滞なく</p>	<p>当該請求を行った者(以下この条において「請求者」という)。</p>

<p>第百四十六条第三項</p>			
<p>商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後</p>	<p>名義人の</p>	<p>名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日</p>	<p>同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>同項の請求があつた場合には</p>	<p>請求者の</p>	<p>請求者が当該申出の日</p>	

<p>第四百四十六条第三 項第二号</p>	<p>名義人</p>	<p>請求者</p>	
<p>第四百四十六条第五 項の表</p>	<p>特定の種類の株式が 振替株式となる前に 当該株式</p>	<p>投資口が振替投資口 となる前に当該投資 口</p>	
<p>第四百五十二条第一 項</p>	<p>消却され、又は転換 された</p>	<p>払い戻された</p>	
<p>第四百五十五条第三 項</p>	<p>権利及び同法第二百 九十三条ノ五第一項 の金銭の分配を受け</p>	<p>権利</p>	
<p>商法第二百三十条ノ 八第一項に規定する 日の前に株券喪失登 録がされた株券の株 式</p>	<p>第四百四十六条第二項 に規定する請求の日 の前に当該請求に係 る投資口</p>	<p>同項に規定する日後 に、第四百四十六条第 一項の振替株式</p>	<p>当該請求の日後に、 当該投資口</p>

<p>項 第百五十七條第三</p>	<p>項 第百五十七條第二</p>	<p>項 第百五十七條第一</p>	<p>第百五十五條第三 項第四号</p>	
<p>商法第二百二十條第一項本文</p>	<p>消却</p>	<p>消却又は轉換</p>	<p>前号に規定する</p>	<p>る權利</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律第八十六條第一項</p>	<p>払戻し</p>	<p>払戻し</p>	<p>發行者が議決権を行使する者のみを定めるために投資信託及び投資法人に関する法律第八十二條第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四條ノ三第一項の規定により一定の日を定めた</p>	

<p>項 第百五十八條第四</p>	<p>第百五十八條第二 項第一号</p>	<p>項 第百五十七條第五</p>	
<p>若しくは新株引受權 證書に記載し、又は 商法第二百八十條ノ</p>	<p>株式申込証</p>	<p>消却</p>	<p>、利益若しくは利息 の配当、同法第二百 九十三條ノ五第一項 の金銭の分配又は資 本若しくは資本準備 金若しくは利益準備 金の減少に伴う払戻 し</p>
<p>に記載しなければな らない。</p>	<p>投資口申込証（投資 信託及び投資法人に 関する法律第七十一 條第一項及び第二百 十二條第一項の投資 口申込証をいう。以 下同じ。）</p>	<p>払戻し</p>	<p>又は同法第三百十六 條第一項の規定によ る金銭の分配</p>

<p>第百五十九条第一 項第三号</p>		
<p>とき（当該発行者が 商法第二百九十三条</p>	<p>商法第二百十五条ノ 二、第二百十九条第 一項、第二百八十条 ノ四第三項（同法第 二百八十条ノ二十五 第三項及び第三百四 十一条ノ十五第四項 において準用する場 合を含む。）又は第 三百七十四条ノ第七 一項（同法第三百七 十四条ノ三十一第三 項において準用する 場合を含む。）</p>	<p>六第二項に規定する 契約を締結する際に 当該口座を当該振替 株式の発行者に示さ なければならぬ。</p>
<p>とき。</p>	<p>第百五十六條第一 項及び投資信託及び 投資法人に関する法 律第八十七条第三項</p>	

	<p>第六十條第一項</p>
<p>ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき(第一号に該当するときは除く。)。。</p>	<p>株主(当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日の株主)</p>
<p>同法第二百六条第一項</p>	<p>同法第二百二十三條第一項</p>
<p>投資主</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第八十二條第一項</p>
<p>同法第七十九條第一項</p>	

第百六十九條第一	第百六十二條第一 項	第百六十一條	第百六十條第三項		
第百三十一條第四項	商法第二百六條第一 項	<p>又は当該単元未滿株式については、当該端数又は当該単元未滿株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に</p>	<p>生じたとき又は単元未滿株式が生じたとき</p>	<p>株主名簿又は端株原簿</p>	前二項
第百三十一條第四項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九條第一項	<p>については、当該端数）</p>	生じたとき	投資主名簿	第一項

<p>第六項 第一百六十九條第一項</p>		<p>第五項 第一百六十九條第一項</p>	<p>第二項</p>
<p>第一百六十九條第一項、第十二項及び第十項、第八項、第四項（同條第八項、第十項、第十二項及び第十項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第四項 第一百四十三條第四項（同條第八項、第十項、第十二項及び第十項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一項 第一百四十二條第一項前段（同條第九項及び第十項において準用する場合を含む。）</p>	<p>（第一百四十條第一項において準用する場合を含む。） 第四項 第一百三十一條第四項第九號（第一百四十條第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第一百四十三條第四項</p>	<p>第七項 同項第七號</p>	<p>第一項 第一百四十二條第一項前段</p>	<p>第九號 同項第九號</p>

	<p>十三項において準用する場合を含む。)</p> <p>同条第四項第九号(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)</p>	<p>同項第九号</p>
--	---	--------------

(発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例)

第二百五十三条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該投資口の質権者であつて投資主名簿(投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。)に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該投資口について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を投資主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

(新設)

(振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続)

第二百五十四条 特定の銘柄の振替投資口について、その払戻しを受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)(において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 第一項前段の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数
- 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主ごとの口数

4 第一項前段の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関

(新設)

等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第一号の口座についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の投資主ごとの口座の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口座についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口座と同口座の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法

律の特例)

第二百五十五条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第九十六条第一項及び第二項、第九十七条並びに第二百九条の規定の適用については、振替投資口は、投資証券とみなす。

(新設)

(振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第二百五十六条 発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十五条第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

(新設)

2 前項に規定する場合には、投資口の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

(振替投資口の発行無効判決が確定した場合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第二百五十七条 発行者は、振替投資口の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(新設)

(振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外)

第二百五十八条 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律

(新設)

する法律第七十八条第三項から第五項まで、同条第六項において準用する商法第二百七条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条第二項から第四項まで、同条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二、投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百十四条第三項、第二百十五条及び第二百十六条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第四項において準用する商法第二百二十条第四項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条第一項において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百五十九条 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この節において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。）の決定によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

(新設)

(新設)

第二百六十条 振替優先出資については、優先出資証券（協同組織金

（新設）

融機関の優先出資に関する法律第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。以下この節において同じ。）を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。以下同じ。）は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十一条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条第一項において準用する第四百四十六条第四項において読み替えて準用する第三百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十一条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百二十四条第七項、第三百三十八条から第四百一条まで、第四百十二条第九項及び第十項、第四百十三条第八項から第十四項まで、第四百四十四条第七項から第十項まで、第四百四十五条第五項及び第六項、第四百五十二条第六項、第四百五十四条第六項、第四百五十五条第三項第三号、第四百五十八条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第五項、第六十条第二項、第六十四条から第六十八条まで並びに第六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

商号	名称
数	口数
総数	総口数
株主名簿	優先出資者名簿
振替数	振替口数

(新設)

特別株主	営業年度	新株引受権証書	株式申込証	少数株主権等	特定被通知株主	合計数	超過数	存続会社	新設会社	消滅会社	発行総数
特別優先出資者	事業年度	優先出資引受権証書	優先出資申込証	少数優先出資者権等	特定被通知優先出資者	合計口数	超過口数	存続協同組織金融機関	新設協同組織金融機関	消滅協同組織金融機関	発行総口数

一株	優先出資一口
----	--------

2 | 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第四号	株主（端株主を含む。以下同じ。）	優先出資者
	会社の成立後に	発行済みの
第百三十一条第一項	その旨	その旨、第一号の一定の日において優先出資証券は無効となる旨
	第一号の	同号の
	一月前までに	一月前までに公告し、かつ、

	株主名簿	優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）
<p>第三百三十一條第一項第二号</p>	<p>記載又は記録</p>	<p>記載</p>
<p>次項本文（第四百十條第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>次項本文</p>	
<p>同条第三項（第四百十條第二項及び</p>	<p>同条第三項（</p>	
<p>、第四百十條第二項及び</p>	<p>及び</p>	
<p>第四百十三條第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及</p>	<p>第四百十三條第二項本文</p>	

	<p>項 第百三十一条第三</p>	<p>項 第百三十一条第六</p>
<p>び第十三項において 準用する場合を含む 。</p>	<p>同条第三項（同条第 七項から第十項まで において準用する場 合を含む。）及び第 七項から第十項まで</p>	<p>6 前項の規定は、 同項第二号（この 項において準用す る場合を含む。） の通知があつた場 合における当該通 知を受けた口座管 理機関について準 用する。</p>
	<p>同条第三項</p>	<p>6 前項の規定は、 同項第二号（この 項において準用す る場合を含む。） の通知があつた場 合における当該通 知を受けた口座管 理機関について準 用する。</p> <p>7 発行済みの優先</p>

---

---

---

---

出資の全部について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、第十三条第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は優先出資者及び優先出資引受権（協同組織金融機

---

<p>第百三十五條第一項</p>	<p>第百三十四條第一項</p>	<p>第百三十三條第二項及び第三項</p>	
<p>商法第二百十三條第一項</p>	<p>商法第二百十二條第一項の決議後又は第百六十三條第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時以後</p>	<p>に記載又は記録</p>	
<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法</p>	<p>当該振替優先出資の取得後又は第百六十三條第一項の一定の日以後</p>	<p>に記載</p>	<p>関の優先出資に関する法律第六條第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。）を有する者に通知しなければならぬ。</p>

<p>第百二十六条第一 項第一号及び第二 号</p>		<p>第百二十六条第一 項</p>	<p>第百二十五条第三 項</p>	<p>第百二十五条第一 項第二号</p>	
<p>消却又は併合</p>	<p>場合又は当該振替株 式について株式の併 合をしようとする場 合には</p>	<p>商法第二百二十二条第 一項</p>	<p>一定の日又は商法第 三百七十六条第一項 及び第二項の手續の 終了の時のいずれか 遅い時</p>	<p>商法第二百二十二条第 四項</p>	
<p>消却</p>	<p>場合には</p>	<p>協同組織金融機関の 優先出資に関する法 律第十五条第一項</p>	<p>一定の日</p>	<p>第二百六十三条第一 項</p>	<p>律第十五条第一項</p>

<p>第百二十六条第一項第三号</p>	<p>第百二十六条第三項</p>	<p>第百四十二条第一項</p>
<p>商法第二百十三條第四項又は同法第二百十五條ノ二</p>	<p>一定の日(株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第二百七十六條第一項及び第二項の手續が終了してないときは、その終了の時)</p>	<p>合併により消滅する</p>
<p>第二百六十三條第一項</p>	<p>一定の日</p>	<p>合併(金融機關の合併及び轉換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三條第一項第一号から第六号までの規定による合併を除く。第百四十五條までに おいて同じ。)によ</p>



	<p>百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第四百四十六條第二項</p>	<p>商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六條第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三條第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害關係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下</p>
	<p>同項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく</p>

<p>この条において同じ。 ）において</p>	<p>株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>当該請求を行った者（以下この条において「請求者」という。）</p>	<p>請求者が当該申出の</p>

第百五十二条第一	消却され、又は転換 一項の振替株式	同項に規定する日後 に、第百四十六条第 一項の振替株式	商法第二百三十条ノ 八第一項に規定する 日の前に株券喪失登 録がされた株券の株 式	第百四十六条第五 項の表	第百四十六条第三 項第二号	名義人	商法第二百三十条ノ 八第一項に規定する 日以後	名義人の	三十条ノ八第一項に 規定する日
									日
第百五十二条第一	消却された	当該請求の日後に、 当該優先出資	の前に当該請求に係 る優先出資	第百四十六条第二項 に規定する請求の日	請求者	請求者	同項の請求があつた 場合には	請求者の	三十条ノ八第一項に 規定する日
									日

			項 第百五十五條第三 項	項
			第百五十五條第三 項第二號	
			第百五十五條第三 項第四號	
商法第二百四十一條		前号に規定する	第百五十五條第三 項第二號	された
協同組織金融機関の		発行者が議決権を行 使用する者のみを定め るために協同組織金 融機関の優先出資に 関する法律第二十五 条において読み替え て準用する商法第二 百二十四条ノ三第一 項の規定により一定 の日を定めた	商法第二百四十一條 第二項	権利及び同法第二 百九十三條ノ五第一 項の金銭の分配を受け る権利
			協同組織金融機関の 優先出資に関する法 律第三十二條第二項	権利

	<p>第百五十七條第一項</p>		<p>第百五十八條第二項第一号</p>	<p>第百五十八條第二</p>
<p>第三項</p>	<p>消却又は轉換</p>	<p>利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三條ノ五第一項の金錢の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し</p>	<p>株式申込証</p>	<p>新株引受権証書</p>
<p>優先出資に関する法律第三十二條第三項</p>	<p>消却</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四條第一項第二号に規定する優先的配当又は同法第十九條第十一項の規定による剰余金の配当</p>	<p>優先出資申込証（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九條第二項に規定する優先出資申込証をいう。以下同じ。）</p>	<p>優先出資引受権証書</p>

<p>項 第二号</p>		<p>(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項第三号に規定する優先出資引受権証書をいう。以下同じ。)</p>
<p>項 第五百五十八条第三</p>	<p>記載し、又は記録</p>	<p>記載</p>
<p>項 第五百五十八条第四</p>	<p>記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならぬ。</p>	<p>記載しなければならぬ。</p>
<p>項 第二号 第五百五十九条第一</p>	<p>商法第二百五十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項(同法第二百八十条ノ二十五</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第五項において読み替えて準用する商法第二百八十</p>

	<p>第三項及び第三百四十一條ノ十五第四項において準用する場合を含む。)又は第三百七十四條ノ第七一項(同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)</p>	<p>條ノ四第三項又は協同組織金融機關の優先出資に関する法律第十六條第五項において読み替えて準用する商法第二百九十九條第一項</p>
<p>第百五十九條第一項第三号</p>	<p>とき(当該発行者が商法第二百九十三條ノ五第一項の規定により定款をもつて營業年度中の一定の日を定めている場合に於ては、營業年度ごとに、その日が到来したとき)第一号に該当するときは除く。)</p>	<p>とき。</p>
<p>株主(当該発行者が</p>	<p>優先出資者</p>	

		第百六十条第二項			第百六十条第一項	
記載し、又は記録	簿 株主名簿又は端株原簿	前二項	項 同法第二百六条第一	記載し、又は記録	第一項 商法第二百二十三条	同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の株主)
記載	優先出資者名簿	第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十三条第一項	記載	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条	

第百六十二条第一項			第百六十一条	第百六十条第五項	第百六十条第四項
商法第二百六条第一項	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に	商法第二百四十一条第一項	生じたとき又は単元未満株式が生じたとき	記載され、又は記録された	記載し、又は記録
協同組織金融機関の優先出資に関する法	数）については、当該端	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第一項	生じたとき	記載された	記載

<p>項 第六百六十三條第二</p>					<p>項 第六百六十三條第一</p>
<p>場合には</p>	<p>一定の日又は同法第三百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれが遅い時</p>	<p>同法第二百二十二條第四項</p>	<p>場合)</p>	<p>商法第二百二十二條第一項</p>	
<p>場合には、第二百六十三條第二項の規定にかかわらず</p>	<p>一定の日</p>	<p>第二百六十三條第一項</p>	<p>場合(自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合並びに</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五條第一項</p>	<p>律第二十三條第一項</p>

	同条第四項第一号イ	第三百二十四条第四項第一号イ
第六百六十九条第一項第二号	第三百三十一条第四項(第四百十条第一項において準用する場合を含む。)	第三百三十一条第四項 同項第九号
第六百六十九条第一項第五号	第四百二十二条第一項前段(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)	第四百二十二条第一項前段 同項第七号
同条第一項第七号(同条第九項及び第十項において準用する	同項第七号	

	場合を含む。）	
<p>第六百六十九条第一項第六号</p>	<p>第四百四十三条第四項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第四百四十三条第四項</p>
		<p>同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）</p>
		<p>同項第九号</p>

（発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第二百六十二条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載することを請

（新設）

求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載である旨を優先出資者名簿に記載しなければならない。

（振替優先出資の消却に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例）

第二百六十三条 発行者は、振替優先出資について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項の規定により優先出資の消却しようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例）

第二百六十四条 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外）

第二百六十五条 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先

（新設）

（新設）

（新設）

出資に関する法律第十四条において準用する商法第一百八十条ノ十七第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第五項において準用する商法第一百十五條第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において準用する商法第二百十五條第一項及び第二項、第二百十六條並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二條第三項から第五項まで、同法第二十六條第一項、同条第二項において準用する商法第二百七條第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八條並びに同法第三十条において準用する商法第二百二十六條ノ二の規定は、適用しない。

### 第三節 特定目的会社の優先出資の振替

#### (権利の帰属)

第二百六十六條 優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいい、旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この節において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもつ

#### (新設)

#### (新設)

てする決定)によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

第二百六十七条 振替優先出資については、優先出資証券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいい、旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む。以下この節において同じ。)及び単位未満優先出資証券(資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項に規定する単位未満優先出資証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資社員(資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいい、旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員及び単位未満優先出資証券を発行しない旨の資産流動化計画(資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下同じ。)の定めのない特定目的会社の単位未満優先出資社員(資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項第一号に規定する単位未満優先出資社員をいう。以下同じ。)(を含む。以下同じ。)(は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券(単位未満優先出資社員の場合にあつては、単位未満優先出資証

(新設)

券)の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券及び単位未満優先出資証券(それぞれ公示催告手続が行われているものを除く。)は、次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券及び単位未満優先出資証券は、次条において読み替えて準用する第四百六十六条第四項において読み替えて準用する第三百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十八条 第七章の規定(第二百二十八条、第三百二十四条第七項、第三百二十七条から第三百四十五条まで、第五百五十三条第六項、第五百四十四条第六項、第五百五十五条第三項第三号、第五百五十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号、第六百六十四条、第六百六十五条、第六百六十七条、第六百六十八条並びに第六百六十九条第一項第三号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)

株式申込証	新株予約権	少数株主権等	特定被通知株主	合計数	超過数	発行総数	振替数	株主名簿	総数	端株主	数
優先出資申込証	新優先出資の引受権	少数優先出資社員権等	特定被通知優先出資社員	合計口数	超過口数	発行総口数	振替口数	優先出資社員名簿	総口数	単位未満優先出資社員	口数

特別株主	特別優先出資社員
一株	優先出資一口
端株原簿	単位未満優先出資原簿

2 | 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項第四号	以下	第三百三十一条第一項を除き、以下
第三百三十一条第一項	会社の成立後に その旨及び	発行済みの その旨、第一号の一定の日において優先出資証券及び単位未満優先出資証券は無効となる旨並びに

<p>第一号の</p>	<p>同号の</p>
<p>株主及び株主名簿</p>	<p>一月前までに 、かつ、 一月前までに公告し</p>
<p>優先出資社員等（優先出資社員及び単位未満優先出資原簿）資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。以下同じ。</p> <p>（ ）に記載又は記録のある単位未満優先出資社員をいう。以下この条において同じ。</p> <p>（ ）及び優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産</p>	

	<p>第三百二十一条第一 項第一号</p>		<p>株主） 及び当該質権者</p>		<p>第四項</p>
<p>流動化法第四十四条 第一項に規定する優 先出資社員名簿を含 む。以下同じ。）</p>	<p>優先出資社員等）</p>	<p>及び当該質権者並び に当該一定の日の前 日までに単位未滿優 先出資証券の提出が あつた単位未滿優先 出資社員（以下この 条において「証券提 出単位未滿優先出資 社員」という。）及 び当該単位未滿優先 出資証券に係る単位 未滿優先出資の質権 者</p>	<p>第四項（第八号の二 及び第八号の三を除</p>		

<p>第三百三十一條第一項第二号</p>	<p>二 前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第四百四十条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十三條第二項第一号（同条第三項（第四百四十条第二項及び第四百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十条第二項及び第四百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十条第二項本文（以下</p>	<p>く。）  二 前号の優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員のために開設された当該振替優先出資の振替を行うための口座（次項本文、第三百三十三條第二項第一号（同条第三項（第四百四十六條第五項において準用する場合を含む。）及び第四百四十六條第五項において準用する場合を含む。）又は第四百四十六條第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下</p>
----------------------	--	---

同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條第二項第一号（同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）、及び第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）又は第四百四十六條第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）、を除外。）、を前号の一定の日までに当該発行者

この章において「既存特別口座」という。）、を除外。）、を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨  
二の二 単位未満優先出資証券を第一号の一定の日の前日までに当該発行者に提出すべき旨

	<p>第百三十一条第二項</p>		<p>第百三十一条第三項</p>	<p>第百三十一条第四項第二号</p>	<p>第百三十一条第四項第八号</p>
<p>に通知すべき旨</p>	<p>株主又は質権者</p>	<p>株主又は当該質権者</p>	<p>以後 速やかに</p>	<p>株主又は質権者</p>	<p>八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定</p>
	<p>優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員</p>	<p>優先出資社員等、当該質権者又は当該証券提出単位未満優先出資社員</p>	<p>において</p>	<p>優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員</p>	<p>八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定</p>

<p>第百三十一条第五</p>	<p>第百三十一条第五 項第一号</p>	
<p>株主</p>	<p>掲げる記載又は記録</p>	<p>める事項</p>
<p>優先出資社員等又は</p>	<p>掲げる措置</p>	<p>める事項 八の二 単位未満優 先出資証券が発行 された単位未満優 先出資のうち、第 一項第一号の一定 の日の前日までに 当該発行者に対し 単位未満優先出資 証券の提出がなか ったものがある場 合には、その合計 口数 八の三 前号に規定 する場合には、当 該発行者の口座) 二以上あるときは 、そのうちの二)</p>

<p>項第一号イ</p>	<p>第三百三十一条第五 項第一号ホ</p>
	<p>ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録</p>
<p>証券提出単位未満優先出資社員</p>	<p>ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録</p> <p>ヘ 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄における同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録</p> <p>ト 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同号の発行者の上位機関</p>

	<p>第百三十一条第五 項第二号</p>
	<p>二 当該振替機関が 前項第三号の口座 を開設したもので ない場合には、そ の直近下位機関で あつて同項第二号 の加入者の上位機 関であるものの口 座の顧客口座にお ける当該加入者に 係る同項第四号の 数と同項第五号の</p>
<p>であるものの口座 の顧客口座におけ る当該発行者に係 る同項第八号の二 の口数の増加の記 載又は記録及び当 該直近下位機関に 対する同号及び同 項第八号の三に掲 げる事項の通知</p>	<p>二 当該振替機関が 前項第三号の口座 を開設したもので ない場合には、次 に掲げる措置 イ 当該振替機関 の直近下位機関 であつて前項第 二号の加入者の 上位機関である ものの口座の顧 客口座における</p>

---

---

振替株式の数を合  
計した数の増加の  
記載又は記録及び  
当該直近下位機関  
に対する同項第一  
号から第八号まで  
に掲げる事項の通  
知

当該加入者に係  
る同項第四号の  
口数と同項第五  
号の振替優先出  
資の口数を合計  
した口数の増加  
の記載又は記録  
及び当該直近下  
位機関に対する  
同項第一号から  
第八号までに掲  
げる事項の通知

□ 当該振替機関  
が前項第八号の  
三の口座を開設  
したものである  
場合には、当該  
口座の保有欄に  
おける同項第八  
号の二の口数の  
増加の記載又は  
記録

八 当該振替機関

<p>項 第三百三十一条第六</p>	
<p>6   前項の規定は、 同項第二号(この 項において準用す</p>	
<p>6   前項の規定は、 同項第一号ト並び に第二号イ及びハ</p>	<p>が前項第八号の 三の口座を開設 したものでない 場合には、その 直近下位機関で あつて同号の発 行者の上位機関 であるものの口 座の顧客口座に おける当該発行 者に係る同項第 八号の二の口数 の増加の記載又 は記録並びに当 該直近下位機関 に対する同号及 び同項第八号の 三に掲げる事項 の通知</p>

る場合を含む。( )  
の通知があつた場  
合における当該通  
知を受けた口座管  
理機関について準  
用する。

(これらの規定を  
この項において準  
用する場合を含む  
。)の通知があつ  
た場合における当  
該通知を受けた口  
座管理機関につい  
て準用する。

7| 発行済みの優先

出資の全部につい  
て資産の流動化に  
関する法律第二十  
九条第一項におい  
て準用する商法第  
二百二十六条ノ二  
第三項の規定によ  
り優先出資証券が  
発行されていない  
場合であつて、資  
産の流動化に関す  
る法律第四十八条  
の四の二第一項本  
文の請求がないと

---

---

---

---

き又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されないとき（旧資産流動化法第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合を含む。）において、第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は

---

---